

平成29年度第1回
東京都国民健康保険運営協議会
資料

東京都福祉保健局
平成29年9月20日

昭島市 抜粹

区市町村国保が抱える構造的な課題と 社会保障制度改革プログラム法(H25.12公布)における対応の方向性

厚生労働省資料を一部改変

1. 年齢構成

- ① 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・ 65～74歳の割合：国保（35.6%）、健保組合（2.8%）
 - ・ 一人当たり医療費：国保（32.5万円）、健保組合（14.6万円）

2. 財政基盤

- ② 所得水準が低い
- ・ 加入者一人当たり平均所得：国保（83万円）、健保組合（202万円（推計））
- ③ 保険料負担が重い
- ・ 加入者一人当たり保険料/加入者一人当たり所得
区市町村国保（10.3%）、健保組合（5.6%）
※健保は本人負担分のみ推計値
- ④ 保険料(税)の収納率が低い
- ・ 収納率：平成27年度 91.45%
 - ・ 最高収納率：95.49%（鳥根県）
 - ・ 最低収納率：87.44%（東京都）

3. 財政の安定性・区市町村格差

- ⑤ 財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ・ 1716保険者中3000人未満の小規模保険者 471（全体の1/4）
- ⑥ 区市町村間の格差
- ・ 一人当たり医療費の都道府県内格差 最大：2.7倍（北海道）
 - ・ 一人当たり所得の都道府県内格差 最大：22.4倍（北海道）
 - ・ 一人当たり保険料の都道府県内格差 最大：3.7倍（長野県）

※ ①～③は平成25年度実績、⑤⑥は平成26年度実績（厚生労働省資料より）

① 国保に対する財政支援の拡充

- ② 国保の運営について、財政支援の拡充等により、国保の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、
- ・ 財政運営を始めとして都道府県が担うことを基本としつつ、
 - ・ 保険料の賦課徴収、保健事業の実施等に関する区市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と区市町村との適切な役割分担について検討

国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

厚生労働省資料を一部改変

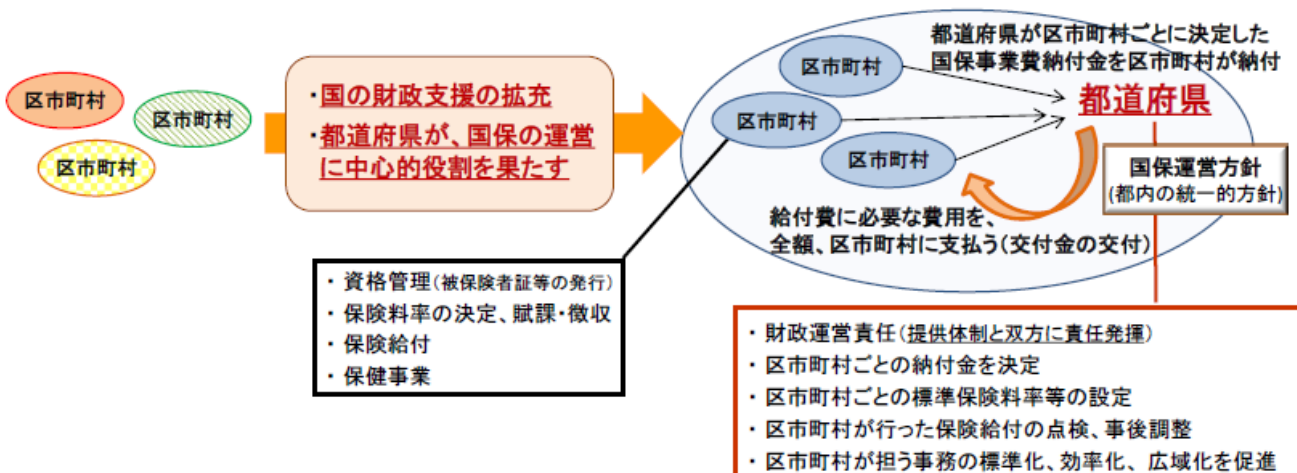
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・ 給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が区市町村に交付
- ・ 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、区市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・ 都道府県は、**国保の運営方針を定め**、区市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○区市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】 区市町村が個別に運営

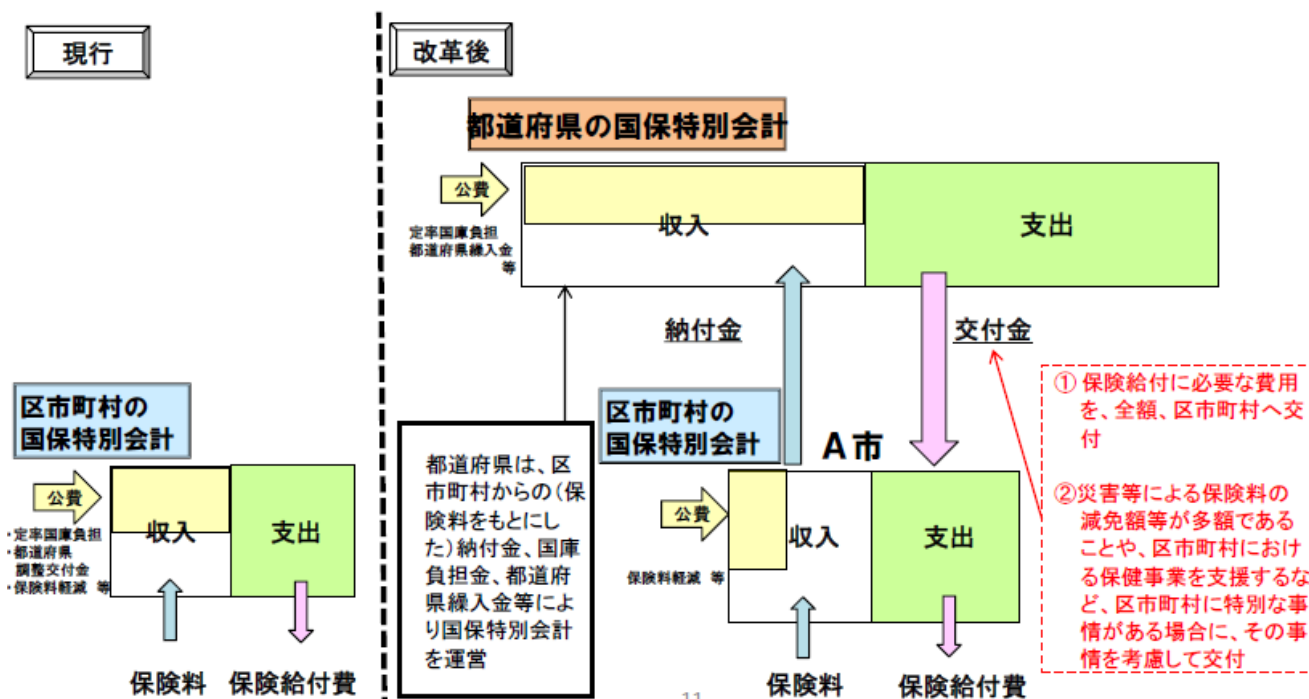
【改革後】 都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



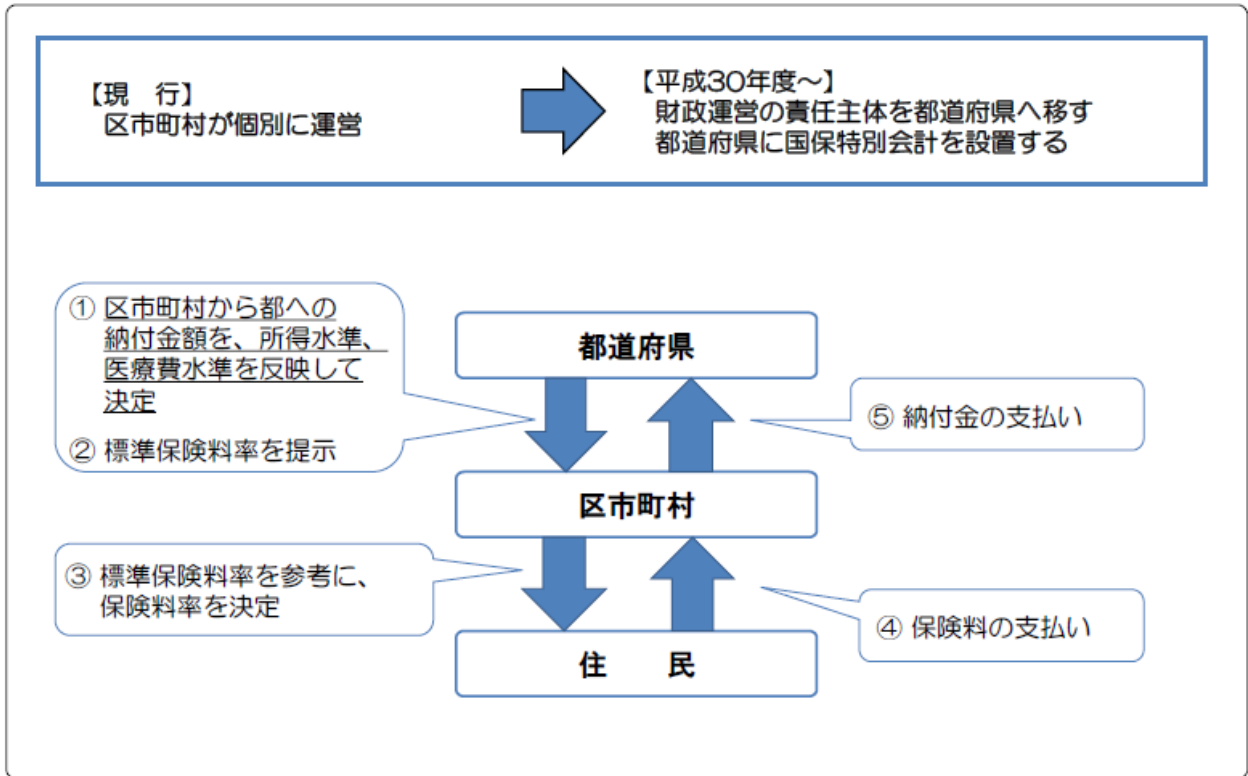
改革の方向性		
1. 運営の在り方 (総論)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の区市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、区市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 	
	都道府県の主な役割	区市町村の主な役割
2. 財政運営	財政運営の責任主体 ・ 区市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営	・ 国保事業費納付金を都道府県に納付
3. 資格管理	国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様	・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行)
4. 保険料の決定 賦課・徴収	標準的な算定方法等により、 区市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収
5. 保険給付	・ 給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払い ・ 区市町村が行った保険給付の点検	・ 保険給付の決定 ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等
6. 保健事業	区市町村に対し、必要な助言・支援	・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等)

改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、区市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付) ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。 ※ 都道府県にも国保特別会計を設置
- 区市町村は、都道府県が区市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。



平成30年度以降の新制度の仕組み



14

国民健康保険制度改革 新制度に向けたスケジュール(案)

平成29年度										平成30年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
国	国と地方の協議 公費拡充のあり方	政省令改正	国保条例例 10/18 仮係数提示		本係数提示					
都	29年度試算	9/20 運営協議会① 【説明事項】 ■29年度試算結果に基づく納付金・標準保険料率の算定方法 ■運営方針(案案)	30年度算定	10/18 仮係数提示	運営協議会②(諮問・答申) 29年四定 ・納付金算定方法 ・交付金交付方法 ・法定外繰入削減の取組 国保運営方針策定 納付金等の算定方法	納付金・標準保険料率の決定		30年一定 国保特別会計予算案 基金条例改正案上程 基金交付・交付の要件	新制度開始	
区市町村協議	区市町村との協議									
区市町村	各区市町村議会にて試算結果報告			【諮問事項】 ■30年度仮係数の算定結果に基づく納付金・標準保険料率の算定方法 ■運営方針(案)		区市町村入提示	各区市町村運営協議会	各区市町村の議会にて保険料決定		

37